

4 松文法審第 1 号
令和 4 年 8 月 1 7 日

審査庁

松山市長 野志 克仁 様

松山市文書法制審議会
会長 倉澤 生雄

情報公開決定に係る審査請求について（答申）

令和 4 年 2 月 1 5 日付け 3 松（文）第 1 8 8 号で松山市情報公開条例（平成 1 2 年条例第 6 1 号）第 2 0 条第 1 項の規定により諮問のあった上記の件について、別紙のとおり答申します。

令和3年度（松審市）第7号事案

答申書

第1 松山市文書法制審議会の結論

松山市長（実施機関）は、本件処分で非公開とした部分を公開するべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 本件公開請求

審査請求人は、令和3年12月2日、実施機関に対し、松山市情報公開条例（平成12年条例第61号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、行政情報の公開を請求した。

2 本件処分

実施機関は、令和3年12月8日、審査請求人に対し、条例第11条第1項の規定に基づき、本件公開請求に係る行政情報の一部を公開する決定処分をした。

3 本件審査請求

審査請求人は、令和3年12月9日、審査庁たる松山市長に対し、本件処分についての審査請求をした。

4 松山市文書法制審議会への諮問

実施機関は令和4年2月15日、本件審査請求について条例第20条第1項の規定に基づき松山市文書法制審議会に諮問し、同審議会の情報公開分科会は松山市文書法制審議会条例（平成28年条例第7号）第6条第1項第1号の定めるところにより本件審査請求について調査審議することとした。

第3 本件公開請求に係る行政情報の名称又は内容

審査請求人は、次のとおり行政情報の公開を請求した。

- (1) 食べにいこうやキャンペーンの店舗別補助額一覧
- (2) 買いにいこうやキャンペーンの店舗別補助額一覧

第4 本件公開請求に係る行政情報の特定

実施機関は、本件公開請求が、食べにいこうやキャンペーン（令和2年度松山市プレミアム付飲食券等事業）及び買いにいこうやキャンペーン（令和3年度松山市プレミアム付商品券事業）の実績であることから、本件公開請求に係る行政情報を次のとおり特定した。

- (1) 食べにいこうやキャンペーンでの次の実績
 - ア 松山市プレミアム付飲食券（以下「飲食券」という。）に係る登録店舗名及び店舗別換金枚数
 - イ 利用者が電子マネーサービス「まちペイ」で支払をした際に支払額に一定率を乗じて与えられるポイント（以下「マチピ」という。）に係る登録店舗名及び店舗別還元実績
- (2) 買いにいこうやキャンペーンでの次の実績
 - ア 松山市プレミアム付商品券共通券及び松山市プレミアム付商品券限定券（以下「商品券」と総称する。）に係る登録店舗名及び店舗別換金枚数
 - イ マチピに係る登録店舗名及び店舗別還元実績

第5 本件処分の内容

実施機関は、前記第4の行政情報のうち、次の部分を除いて公開する決定（次の部分を非公開とする決定）をした。

- 1 前記第4の(1)のうち、飲食券に係る店舗別換金枚数及びマチピに係る店舗別還元実績
- 2 前記第4の(2)のうち、商品券に係る店舗別換金枚数及びマチピに係る店舗別還元実績

第6 処分の理由

実施機関は、前記第5の1及び2の行政情報（以下「本件非公開決定情報」という。）は条例第7条第3号アの非公開情報に該当するため非公開とした。

第7 審査請求人の主張の要旨

審査請求書によれば、審査請求人の主張は次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消し及び本件非公開決定情報の公開を求める。

2 審査請求の理由

(1) 食べに行こうやキャンペーン及び買いにいこうやキャンペーンには多額の公金が投入されていて、用途を部分公開するのは合理的な理由がない限り行われるべきではなく、全て公開されるべきである。

(2) 実施機関は部分公開の理由として「当該法人等の権利や競争上の地位、その他正当な利益を害する」としているが、当該法人がいくらの公的支援を受けたのか公開されることにより「権利、競争上の地位、正当な利益」を害するとは考えられない。

(3) 実施機関は条例の解釈として「当該法人等の売上げが公開されることになる」と説明したが、これに理由はない。当該法人等は、この公的支援以外にも売上げがあるため、この公的支援がそのまま売上げとなることはなく、キャンペーンの実績を公開することが売上げを公開することにはならない。

(4) よって、条例の解釈には理由がなく、その解釈に基づいた決定も合理的な理由はない。

第8 実施機関の主張の要旨

弁明書及び当審議会からの質問に対する回答書によれば、実施機関の主張は次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

2 弁明の理由

(1) 条例第7条第3号アの該当性

ア 本件非公開決定情報は、飲食券及び商品券の店舗別換金枚数、マチピの店舗別発行金額が記載された部分である。飲食券及び商品券の店舗別換金枚数はそれぞれの単価を乗じることで店舗ごとの飲食券及び商品券に係る売上金額を算出することができ、マチピの店舗別発行金額は還元率で除することで電子マネー決済に係る売上金額を算出することができる。

イ これらの情報は、経済活動を営む法人及び事業を営む個人（以下「法人及び個人事業主」という。）にとって、営業能力や営業状況、経理、さらに財務状況をも推測させる重要な情報であることから、法人及び個人事業主の内部限りにおいて管理し、公開する相手方が限定されるべきものである。

このような情報を公開してしまうと、店舗間での利用実績の比較が可能となり、当該法人及び個人事業主の事業活動に支障を及ぼすほか、飲食券及び商品券の換金枚数並びにマチピの発行金額が少ない店舗は売上金額が少ないという推測によって、当該法人及び個人事業主のイメージと同業他社との競争上の地位を低下させる。

ウ 以上のことから、これらの情報は、法人及び個人事業主が自ら一般に公表しているなどの特段の事情のない限り、これを公開することは、当該法人及び個人事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する。

(2) 食べにいこうやキャンペーン及び買いにいこうやキャンペーンで法人及び個人事業主から得た情報の取扱い

ア 食べにいこうやキャンペーンでは、登録店舗との取決めがあり、「提出した申請や報告の情報が、事前告知を行わず実行団体から公表される場合（統計的な処理をされて匿名性を確保しつつ公表される場合を含む）があることに同意できること」を参加の要件とし、加盟店登録要件や加盟店用取扱要項に同内容を記載している（回答書 添付書類1 1頁1（9）、4頁第12条、添付書類2 15頁9－13）。

イ また、買いにいこうやキャンペーンでは、上記アと同様に、募集要項に「届け出た情報・報告の情報の活用について、取扱店舗に事前告知を行わずに公表することがある。(匿名化処理を行い、統計として公表することも含む。)」と記載し、取扱要項にも同内容を記載している(回答書 添付書類3 24頁8(4), 添付書類4 38頁12(4))。

ウ 以上のとおり、飲食券及び商品券の店舗別換金枚数並びにマチピの店舗別発行金額は、店舗ごとの飲食券及び商品券に係る売上金額並びに電子マネー決済に係る売上金額を算出することができ、法人及び個人事業主にとって、営業能力や営業状況、経理、さらに財務状況をも推測される重要な情報であり、法人及び個人事業主の内部限りにおいて管理し公開する相手方が限定されるべき情報であるから、法人及び個人事業主から提出されたこれらの情報を基に処分庁が作成した情報を公表する際には、統計的な処理を行い、匿名性を確保する(そのような処理をしていない情報は公表できない)こととしている。

第9 審議の経過

当審議会の処理経過は次の表のとおりである。

年月日	経過
令和4年2月15日	諮問書の受理
令和4年3月11日	第1回審議
令和4年6月10日	第2回審議
令和4年7月26日	第3回審議
令和4年8月17日	答申

第10 当審議会の判断

1 条例の基本的な考え方

条例は、市政に対する市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市政の活動について市民に説明

する責務が全うされるようにするとともに、市民が的確な理解と適切な判断をすることができるよう市の保有する情報の一層の公開を図り、もって住民自治の理念にのっとった市政の実現に寄与することを目的としている（第1条）。

また、実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならないこととしている（第7条）。

2 本件処分の内容

本件処分は、実施機関が、前記第5の1及び2の行政情報を条例第7条第3号アの非公開情報に該当することを理由に公開しない決定をしたものである。

3 本件審査請求の争点

前記第7の審査請求人の主張及び第8の実施機関の主張によれば、本件審査請求の争点は、次のとおりである。

[争点]

本件非公開決定情報を条例第7条第3号アの非公開情報に該当するとして非公開とした実施機関の処分は妥当か

4 争点についての判断

(1) 条例第7条第3号アの基本的な考え方

条例第7条第3号アは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を非公開情報としている。

これは、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持する観点から、公開することにより当該法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害すると認められる情報を非公開とすることを定めたものである。

また、同号アで規定する「権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報」とは、情報の内容、性質のほか、法人等又

は事業を営む個人の事業内容，法人等又は事業を営む個人と行政との関係，その活動に対する権利の保護の必要性を総合的に考慮して判断する必要があり，さらに，本事業のような補助金等の公金支出に関する情報は，公開すれば法人等又は事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報でなければ同号アには該当しないと解される（松山市文書法制課作成 情報公開事務の手引 33～35頁）。

(2) 条例第7条第3号アの該当性

ア 実施機関は，前記第8の2(1)のとおり，本件非公開決定情報は法人及び個人事業主にとって営業能力や営業状況，経理さらに財務状況をも推測させる重要な情報であることから，原則として法人及び個人事業主の内部限りにおいて管理し，公開する相手方が限定されるべきものであると主張する。

また，実施機関は，このような情報を公開してしまうと，店舗間での利用実績の比較が可能となり，当該法人及び個人事業主の事業活動に支障を及ぼすほか，飲食券及び商品券の換金枚数並びにマチピの発行金額が少ない店舗は売上金額が少ないという推測によって，当該法人及び個人事業主のイメージ及び同業他社との競争上の地位を低下させることは明らかであるから条例第7条第3号アの非公開情報に該当すると主張する。

イ そこで，本件非公開決定情報が，公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報かどうかを検討する。

(ア) 食べにいこうやキャンペーン及び買いにいこうやキャンペーンは，新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた市内の経済を活性化させるため，飲食券及び商品券の発行並びに電子マネーサービスの決済金額に応じたポイント還元を実施することで市内の消費需要を喚起する事業である（回答書 添付書類 4 29頁2）。

食べに行こうやキャンペーンの第1弾は令和2年7月10日から同年9月30日まで，第2弾は同年10月1日から同年12

月31日までの期間で、第1弾と第2弾を合わせて飲食券15万セットとポイント還元3.5億円以下となっており、第1弾と第2弾のいずれもが登録店舗での飲食等の際に利用できるものである。

また、買いにいこうやキャンペーンは令和3年11月1日から同年12月31日までの期間で商品券11万セットとポイント還元0.6億円以下で利用者が登録店舗での商品の購入の際に利用できるものである。

(イ) 確かに、本件非公開決定情報はそれぞれの事業の登録店舗の売上げに関する情報であり、条例第7条第3号本文の法人等又は事業を営む個人に関する情報である。しかし、いずれの事業も利用できる期間及び金額が限定され、当該情報から算出できる金額は登録店舗の売上げの一部でしかないから、実施機関が主張するように営業能力や営業状況、経理、さらに財務状況をも推測させる情報と認めることはできない。

また、実施機関は、本件非公開決定情報を公開してしまうと、店舗間での利用実績の比較が可能となり、飲食券及び商品券の換金枚数並びにマチピの発行金額が少ない店舗は売上金額が少ないという推測によって当該法人及び個人事業主のイメージと同業他社との競争上の地位を低下させることは明らかであると主張するが、本件非公開決定情報は上記のとおり登録店舗の売上げの一部でしかないから、その比較によって直ちに当該法人等又は事業を営む個人のイメージと同業他社との競争上の地位を低下させるとは認められず、公開すれば明らかに法人等又は事業を営む個人に不利益を与える公金支出に関する情報とも認められない。

ウ よって、本件非公開決定情報は条例第7条第3号アの非公開情報には該当しない。

(3) その他の主張

回答書によれば、さらに実施機関は、食べにいこうやキャンペーン

及び買いにいこうやキャンペーンのいずれの事業も募集時の要項等で事業への登録を希望する店舗が「提出した申請や報告の情報が、事前告知を行わず、実行団体から公表される場合（統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合を含む）があることに同意できること」という事項を順守することと取り決めており、これを根拠として、店舗から提出された情報は統計的な処理等を行い匿名性を確保できない限りは公開できないと主張する。

しかし、当該順守事項は、「提出された情報は統計的な処理の有無にかかわらず事前告知なく公表することがある」と解釈するほかないから、実施機関の上記主張には理由がない。

5 結論

以上のことから、当審議会は、本件処分で非公開とした部分を公開すべきである、と判断する。

よって、第1 松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

令和4年8月17日

松山市文書法制審議会情報公開分科会

委員 光信 一宏

同 甲斐 朋香

同 河野 康之